

概要版

第8期

東三河広域連合

介護保険事業計画



東三河はひとつ

いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現

東三河広域連合

1 計画の位置づけ

計画策定の方針

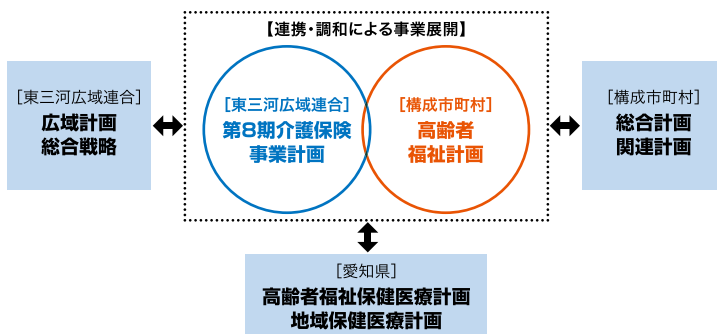
本計画は、東三河地域の現状分析や将来予測をはじめ、各種ニーズ調査結果などに基づき、東三河地域が目指す目標像を定めるとともに、目標像の実現に向けては、地域の力を結集して施策の展開を図るなど、令和3年度から3年間にわたる介護保険事業の方針を定めるものです。

第8期事業計画期間

令和3年度～令和5年度

他計画との関係

本計画は、構成市町村が策定する高齢者福祉計画と連携・調和を図りながら事業を展開していきます。また、東三河広域連合の広域計画や総合戦略をはじめ、構成市町村の総合計画や県の高齢者福祉保健医療計画等とも整合性を図ります。

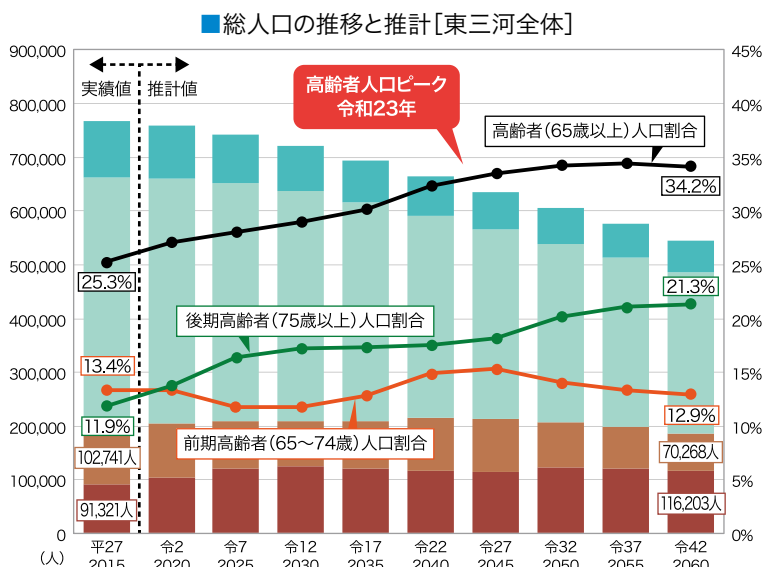
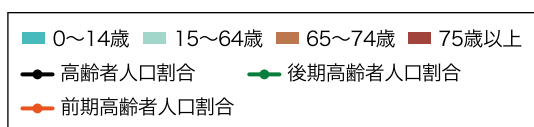


2 東三河地域の高齢者の現状と将来予測

増加する高齢者・進展する高齢化率

東三河地域の総人口が減少過程の中、65歳以上の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年以降も増加傾向が続き、令和23(2041)年にピークを迎えると推計されます。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は、令和36(2054)年まで増加傾向にあると推計されます。

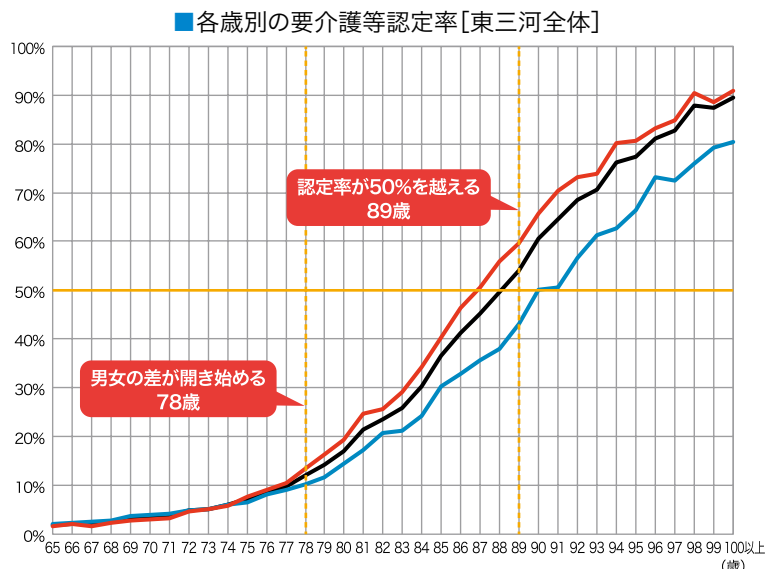


各歳別の要介護等認定率

65歳以上の要介護等認定率は15.8%、75歳以上の認定率は27.8%、85歳以上の認定率は54.4%と、年齢が高くなるにつれ、認定率も上昇します。

東三河地域では、各歳別の認定率は78歳から男女で差が開き始め、89歳になると過半数が認定を受けている状況です。

※令和元年9月30日現在の要介護等認定者データに基づき集計



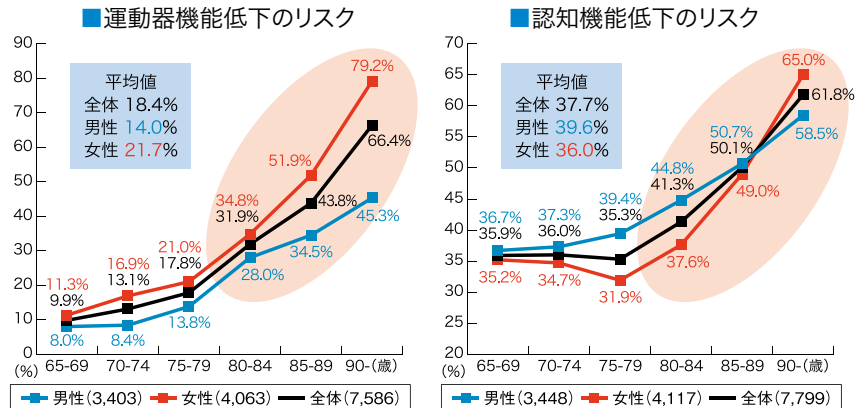
3 高齢者を取り巻く現状と課題

高齢者等実態把握調査結果

① 一般高齢者の心身の健康状態

一般高齢者(要介護・要支援認定を受けていない高齢者)を対象に心身の健康状態について年齢別・男女別に調査したところ、高齢になるほど身体的な機能の低下リスクは高まる結果となりました。

運動器は女性の方が、認知機能は男性の方が機能低下のリスクが高くなるなど、男女で生活機能低下のリスクに違いがあることがうかがえます。

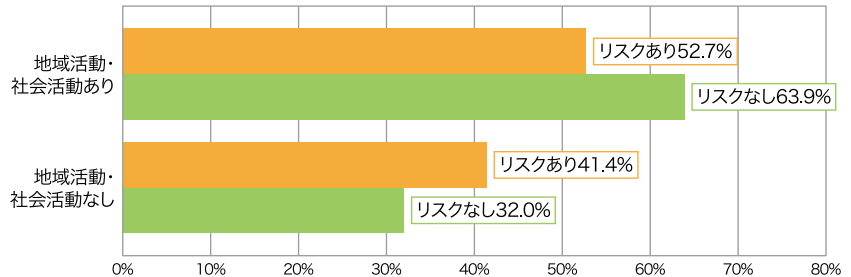


② 一般高齢者の地域活動・社会活動の状況

一般高齢者を対象に、地域活動・社会活動(町内会・地域行事など)の参加状況について調査したところ、半数以上が地域活動・社会活動に参加しているという結果となりました。

また地域活動・社会活動に参加している一般高齢者は、生活機能低下のリスクが下がり、地域活動・社会活動に参加していない一般高齢者は、生活機能低下のリスクが上がる結果となりました。

■ 一般高齢者における生活機能低下リスクの割合[一般 回答者数 8,020]



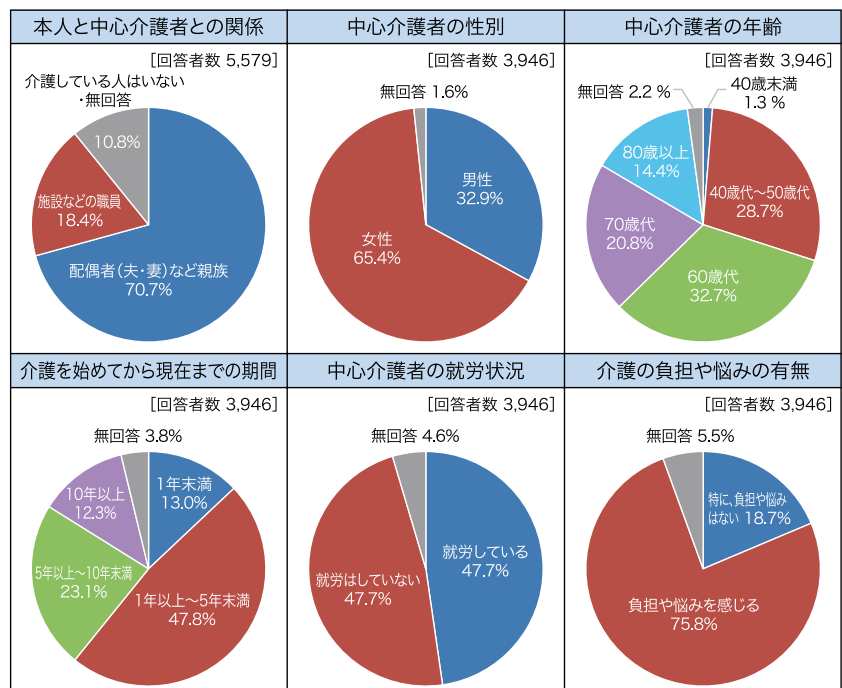
- 「地域活動・社会活動」とは
自治会・町内会・祭り・行事・近隣の清掃・美化活動・リサイクル活動等のこと
- 「リスクあり」とは
生活機能(運動器機能・口腔機能・認知機能・うつ病・閉じこもり・転倒・栄養・虚弱)低下のリスクが1つ以上、又は認知機能障害程度1レベル以上に該当した場合に判定

③ 家族介護者の実態

要介護等認定者本人と中心介護者との関係等を調査したところ、中心介護者の70.7%が親族、65.4%の方が女性、67.9%の方が60歳以上となっています。介護を行う上で負担や悩みを感じるものの有無をみると、75.8%の方が「負担や悩みを感じる」となっています。老老介護をはじめとした家族介護者の心身の負担の大きさや深刻さが浮き彫りとなる結果となりました。

※高齢者等実態把握調査結果(令和元年8月)

■ 中心介護者との関係など[要介護等認定者]

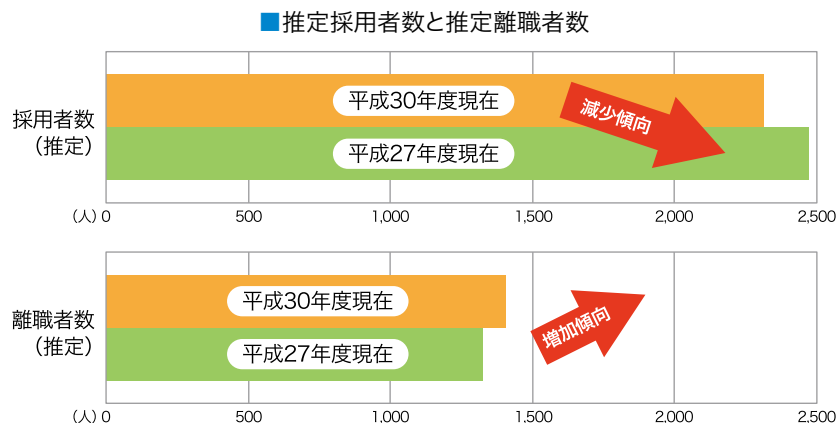


4 介護現場を取り巻く現状と課題

介護従事者実態把握調査結果

① 採用者数は減少傾向、離職者数は増加傾向(推定値)

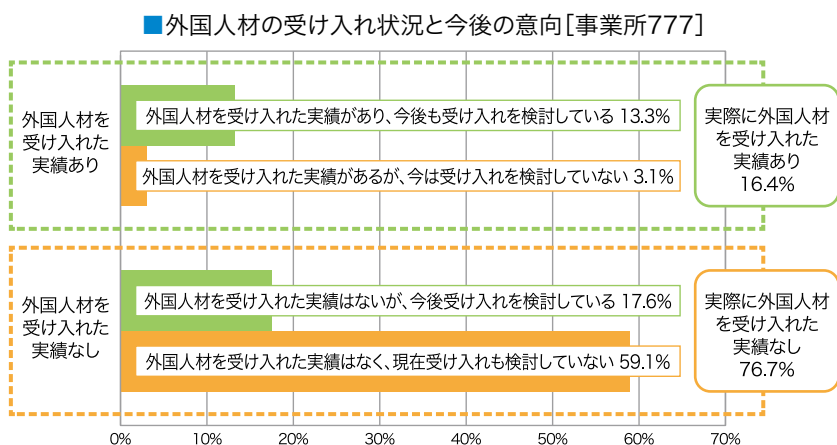
前回調査(平成28年4月)に基づく平成27年度の採用・離職状況と今回調査に基づく平成30年度の採用・離職状況を比較したところ、年間の採用者数は減少傾向に、離職者数は増加傾向にあることがうかがえます。



※介護従事者実態把握調査結果(令和元年8月)

② 外国人材の雇用状況

介護事業所ごとに外国人材の受け入れ状況について調査したところ、受け入れ実績のある事業所は16.4%、受け入れ実績がない事業所は76.7%となっています。また、「受け入れ実績があり、今後も受け入れを検討している」又は「受け入れ実績はないが受け入れを検討している」事業所は合計で30.9%という結果となりました。



※介護従事者実態把握調査結果(令和元年8月)

5 東三河地域の特徴

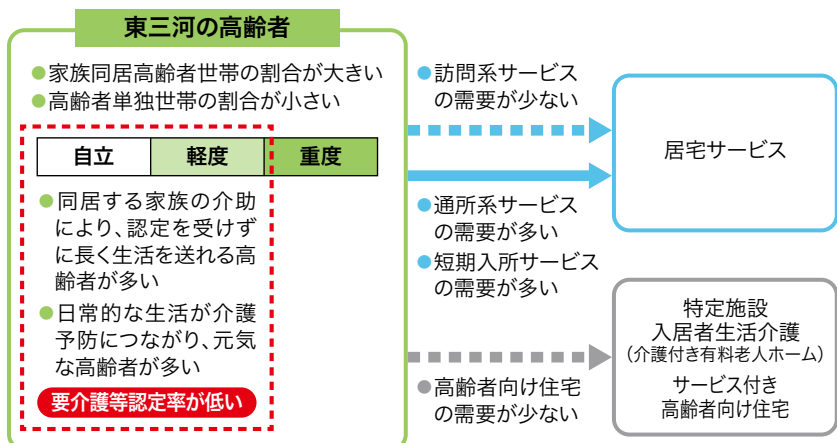
家族同居高齢者世帯の割合が顕著に大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいことを要因として、東三河地域には次の特徴があります。

① 要介護等認定率が、全国平均や県と比べて低い状況にある。

② 要介護等認定者一人当たりの保険給付は、全国平均や県と比べて高いことから、必要な介護サービスが受けられる供給体制にある。

③ 家族レスパイト(休息)につながる通所系サービスや短期入所サービスの需要が多く、訪問系サービスや住まいの需要が少ない傾向にある。

■ 東三河地域の特徴



6 基本理念

基本理念

いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現

第8期計画では、東三河地域の高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組むとともに、心身の状況や環境等に応じた適切なサービスが受けられる体制の確保を目指し、第7期計画で掲げた「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」を基本理念として継承します。

7 基本目標

基本目標1

だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河

【全員参加の地域づくり】

高齢者一人ひとりの健康状態や多様なニーズに応じた介護予防活動の推進のほか、地域の支え合い・助け合いをはじめ、元気高齢者の社会参加による自立支援活動の推進など、地域のあらゆる住民が関わり合うこと（全員参加）により、だれもが健康でいきいきと暮らせる東三河を目指します。

基本施策1-1

介護予防活動の推進

基本施策1-2

自立支援活動の推進

基本目標2

住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河

【各所連携の地域づくり】

希望する場所での医療と介護の実現に向け、医療職や介護職などの多職種連携による在宅支援をはじめ、認知症の容態に応じた医療・介護の提供、介護力が低下している家庭への支援、家族介護者の負担軽減など、関係各所の連携を促進すること（連携促進）により、住み慣れた地域で安心して暮らせる東三河を目指します。

基本施策2-1

在宅医療・介護連携の推進

基本施策2-2

認知症施策の推進

基本施策2-3

家族介護者支援の推進

基本目標3

充実した介護サービスを提供できる東三河

【人材豊かな地域づくり】

中長期的に安定した介護保険制度の運営のほか、需要と供給のバランスが取れた施設整備と介護人材の確保・定着への支援（人材育成）により、施設入所待機者の縮減や介護サービスの地域差解消に向けた取組みをはじめ、地域包括支援センターの機能や体制強化など、充実した介護サービスを提供できる東三河を目指します。

基本施策3-1

介護サービス基盤の充実

基本施策3-2

介護人材の確保と定着の支援

基本施策3-3

介護保険制度の円滑な運営

8 重点項目

重点項目1 介護人材の確保と定着

民間ノウハウを活用した人材マッチングの実施や介護事業所向けに外国人材の受け入れ制度等の周知を図るほか、介護支援専門員の確保と定着につながる取組みなどにより、さらなる介護人材対策を推進します。

主な事業

- 民間のノウハウを活用した介護人材対策の実施
- 介護事業所管理者向け人材育成支援講座の開催
- 介護職員初任者研修の受講支援
- 介護支援専門員資格の取得支援
- 認知症高齢者等離設対策機器の導入支援

重点項目2 家族介護者の負担軽減

東三河地域は家族と同居する高齢者世帯数が多い中で、家族介護者の4人に3人が心身の負担や悩みを感じていることから、家族介護者の心身の負担軽減やリフレッシュにつながる機会を創出し、在宅介護の継続を支援します。

主な事業

- 家族介護者のレスパイト(休息)支援

重点項目3 北部圏域における介護サービスの事業継続支援

高齢者人口や要介護認定者数の推移・高齢者世帯の状況など、北部圏域と南部圏域それぞれの地域の特性に応じた取組みを推進することにより、東三河全域の介護サービス基盤のさらなる充実を図ります。

主な事業

- 中山間地域の介護人材確保対策
- 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充

9 施設整備計画

地域密着型

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

要介護3以上に対する特別養護老人ホームの供給率が最も低い地域である豊橋市に整備します。また居宅サービスの充実による家族介護者のレスパイト(休息)につなげるため、短期入所生活介護(ショートステイ)を併設する方針です。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所整備数	—	2	
定員数	—	58	
総事業所数	24	26	
総定員数	687	745	

地域密着型

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

過去の給付実績からグループホームの利用者数は年30人程度増加することが見込まれており、第8期計画期間中は5事業所(定員数90人)のグループホームを豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市(新城地区)、田原市に整備する方針です。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所整備数	—	5	
定員数	—	90	
総事業所数	69	74	
総定員数	1,233	1,323	

地域密着型

その他の地域密着型サービス

右のサービスは、開設時期や整備地域を限定せずに事業者が望む時期や地域において事業展開を認めることで、事業者の参入促進を図ります。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型通所介護(予防サービスを含む)
- 小規模多機能型居宅介護(予防サービスを含む)
- 地域密着型通所介護 ● 夜間対応型訪問介護

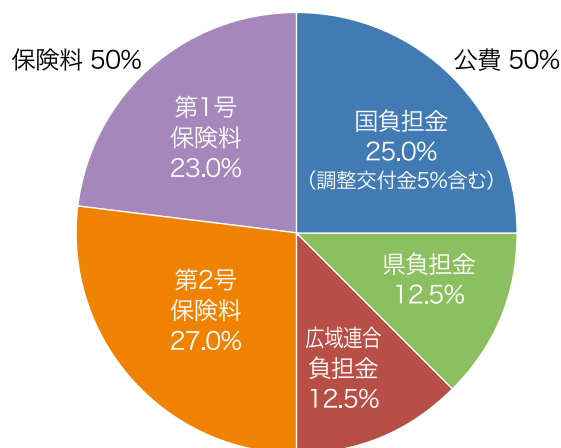
10 第8期介護保険料の算定

【介護給付費等の財源構成】

介護給付費及び地域支援事業費に要する費用の内、1割（一定以上所得者は2割、特に所得の高い者は3割）はサービスを利用した本人が負担し、残りの7～9割は介護保険から支払われます。

介護保険から支払う費用の内、50%は国、県、広域連合が公費で支払い、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者と40歳以上64歳以下の第2号被保険者が支払う介護保険料で負担します。ただし、地域支援事業費の内、包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者負担分は公費が充てられます。

■ 居宅サービス給付費の場合



【介護給付費等に要する費用の総額】

[単位: 千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
①介護給付費	51,993,000	53,413,000	54,724,000	160,130,000
②地域支援事業費	3,203,000	3,363,000	3,405,000	9,971,000
③保健福祉事業費	3,200	34,000	35,000	72,200
介護保険サービス費 総額	55,199,200	56,810,000	58,164,000	170,173,200

【必要保険料基準月額】 ※A、Cともに、令和3年度から令和5年度の合算数

A 第1号被保険者の保険料でまかなう費用総額			
(160,130,000千円[①介護給付費] + 9,971,000千円[②地域支援事業費]) × 23% + 72,200千円[③保険福祉事業費] + 2,532,909千円[財政調整交付金相当額との差額]			
B 予定保険料収納率	C 補正被保険者数	D	E 必要保険料基準月額
99.1%	64万4,233人	12か月	5,447円

【保険料基準月額】

E 必要保険料基準月額	F 介護保険給付費等準備基金取り崩しによる軽減	G 保険料基準月額
5,447円	457円	4,990円

※第8期事業計画より、構成市町村の保険料基準月額が統一されます。

※準備基金とは、介護保険の健全かつ円滑な運用を図るために設置されているもので、準備基金に残高がある場合は、保険料の軽減財源として使うことができます。

11 所得段階別の介護保険料

東三河広域連合では、低所得者層の負担軽減^(※1)に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、高所得者層の所得段階区分の細分化と保険料率の拡大^(※2)を図るなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定しました。

(※1) 第1段階から第4段階までの方は、保険料率の弾力化や国などの公費の投入による制度により保険料率が軽減されています。

(※2) 国標準の第9段階を所得水準に応じて4段階に細分化するとともに、保険料率の最大も国標準の1.70から最大で2.20へ拡大しています。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	- 生活保護を受けている方 - 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 - 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.30	17,964円 (1,497円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.50	29,940円 (2,495円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.70	41,916円 (3,493円)
第4段階	本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.85	50,898円 (4,241円)
第5段階	本人が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80万円を超える方	基準額	59,880円 (4,990円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	71,856円 (5,988円)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	77,844円 (6,487円)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	89,820円 (7,485円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	101,796円 (8,483円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額 ×1.80	107,784円 (8,982円)
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.00	119,760円 (9,980円)
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.20	131,736円 (10,978円)

※各段階における保険料月額、保険料年額を12で割った参考値(円未満の端数は切捨て)です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の額)を控除して得た額です。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額をいう。以下同じ。)及び当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の金額をいう。以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得の金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除額を加えた額)から10万円を控除して得た額です。

※第6段階以上の「合計所得金額」に、給与所得又は課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得又は課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除して得た額です。

問い合わせ先

東三河広域連合 介護保険課

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地[豊橋市職員会館5階]
電話(0532)26-8460 FAX(0532)26-8475
E-mail kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp